

明治前半期における「言論の自由」観[®]

高木 強*

はじめに

2017年度の「言論の自由」度ランキング（「国境なき記者団」まとめ）で、日本は世界180か国・地域中、第72位となっている。日本に関するコメントでは、特定秘密保護法や、ジャーナリストに対する政府の嫌がらせなどとともに、主要メディア内の自己検閲（self-censorship）が指摘されている。この順位や指摘の妥当性には批判があるが、⁽¹⁾言論の自由の保障は決して不動のものではなく、いつでも大きな後退を強いられるおそれがある。日本国憲法は、表現・言論の自由を保障している（第21条）。同時に、その自由、権利の保持のため国民に「不断の努力」を要求している（第12条）。自由・権利の脆弱性、権力の濫用の危険性を前提としている規程である。

日本社会の言論の自由が相対的にどの位置にあるのかは別として、言論の自由を尊重し、より確固とした社会とするために、近代日本の出発地点における「言論の自由」観を検証し、現代における課題を導き出そうとするのが本稿の企図である。

政治思想史や自由民権運動史、メディア史など豊富な先行研究により、明治前半期における「自由」の受容、新聞や演説会などの言論空間と自由民権運動との関係、政府の言論弾圧の歴史などは検証されている。しかし、この時期において「言論の自由」がどのように語られていたのかに焦点を絞ったものは意外に少ないように思える。大日本帝国憲法制定までの明治前半期を射程におき、「言論の自由」という概念がどのようにとらえられ、その自由を保持するためにどのような努力が払われ、自由がどのように制約されたのかを見ることにより、現代につながる日本社会の言論の自由の状況との関係性を見いだせるのではないだろうか。

1. 「言論の自由」思想の輸入

江戸の幕藩体制が崩壊し、明治新政府へと政権が交代した。単なる武家支配からの交代ではなく、新たな国家運営体制を構築することになる。大日本帝国憲法を制定（1889〔明治22〕年公布、90年施行）し、立憲（君主）制の形となるにはさらに20年余を要している。「言論の自由」は当初、西洋思想の一つとして紹介されたが、やがて明治政府に対して「自由民権」を求めるための武器として使われる。自由民権論者や新聞人は、明治政府という権力機構によって、新聞紙条例や讒謗律をはじめ、言論規制に厳然として直面したからである。「言論の自由」という思想の認識の程度は別として、その考え方は明治前半期において日本社会、少なくとも知識人には共有されていたとみてよい。

そもそも西洋の紹介は明治維新前、江戸時代から始まっている。オランダとの交易があったし、限られた範囲での「風説書」もあった。また、江戸期の書物・書簡で新聞の形態や機能が紹介され

*たかぎ つよし 日本大学法学部新聞学科 非常勤講師

ていたという。⁽²⁾江戸幕府が開港を余儀なくされたのは1854（安政元）年であり、遣米使節団（1860〔万延元〕年）があり、外国人向けに限定されていたとはいえ新聞も存在していた。⁽³⁾やがて人権や「言論の自由」の考えが言及されるようになる。明治初期における西洋思想の紹介はルソー、モンテスキュー、ホッブス、マキャベリなど数多くあるが、「言論の自由」はどのように紹介されていたのかを以下に概観する。

福沢諭吉『西洋事情』初編（1866〔慶応2〕年）は、最初に「政治」を説き、ヨーロッパ政治の「要訣」、すなわち根本思想として第一に「自主任意」⁽⁴⁾を挙げている。「新聞紙」の項では、「新聞紙の説は、その国に由りその人の意見に従て偏頗なきにしもあらざれども、元と官許を受け出版するものにて、その議論公平を趣旨とし、国の政事を是非し人物を褒貶すること妨なし」（福澤諭吉 1866：37）との記述がみられる。福沢は『西洋事情』外編（1868〔慶応〕4年）や同二編（1870〔明治3〕年）、そして、『学問のすすめ』初編（1871〔明治4〕年）でも自由や権利という概念を繰り返し説明している。

五箇条の誓文が出された1868（慶応4）年、元号は9月に明治となるが、同年7月、加藤弘之は『立憲政体略』（後に絶版を宣言）を著し、憲法というものの存在を紹介した。同書の「私権」の項で「第五思言書自在の権利」を掲げ、次のように記載している。加藤は福沢と並び、言論の自由を最も早く紹介した一人であろう。

「思、言、書の三事悉く意に任することを得るの権利なり。但し思考の自在は仮令ひ桀紂といへとも敢て禁すること能わす。されとも其思考する所を自在に言述し或は書記鏤刻して公布するを禁するは君主擅制君主専治の常なり。惟其自在を許すものは立憲二政体の各国のみ。蓋し此各国益（ますます）開化文明に赴く所以なり。但し此権利自在なりとて妄りに書記するを許すにあらず。其書言する所甚た人心を蠱惑し治安を妨害する等のことあれば、記者必ず其罪を受ること固より当然なり。故に記者其弁解の責に任するの法度あり」（加藤弘之 1868：25）。

ここでの「自在」は「自由」の意であり、思想・言論・出版の自由を紹介している。「思考」の自由を内心の自由ととらえ、暴君（桀紂）といえども禁止できないが、それを表明、出版（書記鏤刻）する自由は立憲政体の国においてのみ認められている、との説明である。ここでは、「開化文明」の利益を前提に立憲政体が志向されていることは明らかである。加藤は、西洋諸国の言論・出版の自由のほか、結社の自由（「第四結社及び会合の権利」）という概念の存在も紹介している。一方、ここで示された権利の観念は“人を惑わし（蠱惑）、治安を害しない”範囲というもので、後の大日本帝国憲法の条文とほぼ同一と評価してよいであろう。

このほか、欧米における基本的人権として出版の自由があることを紹介したものとしては、『英政如何』（1868〔慶応4〕年、鈴木唯一によるアルバニイ・ホンブランク『How we are Governed』の翻訳）、『自由之理』（1872〔明治5〕年、中村正直〔敬宇〕によるJ.S.ミル『自由論』の翻訳）、『上木自由論』（1873〔明治6〕年、小幡篤次郎によるトクヴィル『アメリカのデモクラシー』の部分翻訳）などがあった。

英国の代議制などの制度に関する翻訳である『英政如何』では、出版の自由に関して「書物類出板自在の事は、右の法令中に書載せざれども、今は全く自在にして、新聞紙を出板し又新聞につき如何様の説を出板するも、免許を待つに及ばず、其善悪に随ひ上官の行状を誉め、又は謗るべし。但し不当無理の説を立て、世間を動揺する等の事なき要になすべし」と紹介されている（鈴木唯一

1868：34)。そして、中村敬宇『自由之理』巻之二が「思想及び議論の自由」を紹介している（ミル『自由論』第2章「思想および言論の自由について」に該当⁽⁵⁾）。この翻訳をここに引用はしないが、ミルの思想が個人の自発性それ自体に固有の価値があるとする考えに基づいている一方、中村は、個人の自発性や個性がそれ自体擁護されるべきものととらえたのではなく、人間が元来持っているはずの善良な性質が人為的にゆがめられることなく発露されるべきことを主張した書として翻訳した、との評価がある（松田宏一郎 2014：25-26）。

こうした翻訳作業を通じて、幕末から明治初期において、彼らは何を得ようとしていたのだろうか。日本を海外列強諸国に対抗できる近代国家へ作り替えるために、西洋の思想や文明を輸入しようとしていたとの説明だけでは足りない。明治政府発足前に立憲政体に関心を持ち、それを紹介した動機は、徳川幕藩体制への不満、新たな政治体制の模索があったと見てよいのではないか。何の関心もなければ、たとえ西洋思想の書物を読んだとしても、膨大な時間を費やした翻訳作業を、末期とはいえ幕府が倒されていない時期に出版を企てるであろうか。彼らは、不平等や不自由を感じ平等・自由を求めていたからこそ、そうした行動をとったとみるほうが自然ではないだろうか。ただし、この時点での「言論の自由」観は、こうした考えがヨーロッパには存在することを紹介している段階であることを確認しておきたい⁽⁶⁾。一方、戊辰戦争が起きた1868（慶応4）年は、柳河春三の「中外新聞」など佐幕派の新聞が発行された。同年6月の太政官布告第451号（新聞紙私刊禁止）により廃刊に追い込まれるまでの短期間、新政権の基盤が固まっていない時期とはいえ、政府を公に批判するという経験を社会が持った意義は小さくはないだろう。

西洋思想の導入初期において明治政府は言論規制へと向かう。次に、規制とその抵抗過程での「言論の自由」観を追ってみたい。

2. 言論規制と抵抗における「自由」観の相克

(1) 言論規制のはじまり

明治政府は、佐幕派の新聞を一旦廃刊に追い込んだ後、新聞育成策に転換するものの、議会設立の論争が新聞紙上で掲載され、政府批判が高まるにつれ、再び新聞を取り締まる方針へと転換した。1871（明治4）年7月、政府は新聞奨励策をとる。この年から74（明治7）年までの間に創刊された新聞は147紙を数え、約半数は東京・神奈川以外という隆盛であった（稲田雅洋 2000：96）。しかし、1872年（明治5年）布告の出版条例、73年（明治6年）布告の新聞紙発行条目、75年（明治8年）の新聞紙条例と、政府の政策は奨励から取り締まりへと転換する。

明治六年の政変で西郷隆盛や板垣退助らが下野する直前の1873（明治6）年10月、明治政府は「新聞紙発行条目」を布告、その後の西南戦争、自由民権運動を予期した対応かのように、「国体を誹り国律を議し及び外法を主張宣説して国法の妨害を生ぜしむるを禁ず」（第10条）、「政事法律等を記載することに付妄に批評を加ふる事を禁ず」（第11条）、「猥りに教法を記入し政法の妨害を生ぜしむるを禁ず」（第12条）、「衆心を動乱し淫風を誘導するを禁ず」（第13条）、「在官の者、官中の事務は勿論、或は外国交際に係る事類は瑣細の件と雖ども、私に掲載することを禁ず」（第15条）などが規定されている。この時点では、発行は許可制（第9条）、文部省と管轄庁への事後納付（第6条）で、発行・発売・頒布の禁・停止の規定は盛り込まれていない。

トクヴィル『アメリカのデモクラシー』の「合衆国における出版の自由について」の部分が翻訳

出版されたのが1873年11月であった。その『上木自由論』の序で訳者の小幡篤次郎は、出版理由を「近来日本にて出版の事を論ずる者少からず。譬へば出版の自由を論じて、或はこれを是と為し或はこれを非と為し、諸家自から其辯論あれども、其これを是非する所以の理を述ぶるに至ては、未だ盡くさざるもの多し」（小幡篤次郎 1873：129）としている。アメリカでの出版の自由を観察したトクヴィルは、基本的人権としての言論の自由の理念を賞賛しているわけではなく、その作用を多面的に考察している⁽⁷⁾。これを、この時期に敢えて出版した意図はどこにあったのだろうか。規制当局とともに言論を発する側への冷静さを呼び掛けたものとも考えられる。

「日新真事誌」による板垣らの民撰議院設立建白書の全文掲載（1874〔明治7〕年1月18日）は、自由民権運動の事実上の出発点であり、新聞の政府批判は激しくなる。

小幡の師である福沢は1874（明治7）年出版の『学問のすゝめ』4編の「学者の職分を論ず」で、新聞が政府に対して媚び、卑屈になっているとしたうえで「日本には唯政府ありて、未だ国民あらず」（福沢論吉 1874：40）と訴える。そして、「我輩先ず私立の地位を占め、…書を著し、或は新聞紙を出版する等、凡そ国民たるの分限に越えざる事は忌諱を憚らずしてこれを行い、固く法を守て正しく事を処し、或は政令信ならずして曲を被ることあらば、我地位を屈せずしてこれを論じ、恰も政府の頂門に一針を加え、旧弊を除て民権を快復せんこと方今至急の要務なるべし」（同：44）と記している。「学者の職分」（義務）という形ではあるが、言論の自由の行使を宣言している。また、念頭に政府の言論規制への警戒が存在していたことは想像に難くない。

そして、津田真道は出版条例を批判するため、74年に「出板自由ならんことを望む論」を『明六雑誌』6号に寄稿した。「野蛮の政治は人を羈軛す。文明の民は羈軛を免る」（津田真道 1874：205）と始まる論は、出版条例による検査を「徒法」＝無益な法令と称し、朝廷に対して「すみやかに正大公明、磊々落々、日月の天に懸るごとき政令を出して、もって出板自由の免許を各人民に与えて我国人民一層の眼目を開き、不羈自由の胆略を大にせしめんことを」要望し、「けだしこれ開明を進むる、もつとも捷徑なり」（同：207-208）と結んでいる。津田の論理は、出版の自由は、日本の文明開化にとって有益、近道（捷徑）であり、政治的安定のためには政府（朝廷）は自由な言論に寛容な態度（正大公明、磊々落々、日月の天に懸るごとき政令）を示す必要があると説く。このように政治的安定、秩序維持に重きを置き、「言論の自由」を主張する論はこの後も多く存在する。それは「言論の自由」観を支える論拠の一つであった。しかし、そこに、基本的人権としての自由という権利意識が希薄であれば、為政者による秩序維持を名目とした規制に効果的に対抗できないという脆弱性を孕んでしまう。この国家体制の形成期という流動的な時期において自由を論じたのは、明六社に参加した人々のように旧幕臣の洋学者であり、明治政府に出仕する者も多かった。自由民権運動を「民権＝国権」型政治思想の実現を目指す運動とのとらえ方（安丸良夫 1989：229）があるが、「言論の自由」観もそうした側面を併せ持っていた。

一方、福沢が1875（明治8）年3月に出版した『文明論之概略』での「言論の自由」観は単なる紹介の域を脱する。同書における「言論の自由」に関する記述は何か所にも見られる。ミルの『自由論』などがベースになっていると思われるが、単なる西洋思想の紹介に止まらない⁽⁹⁾。例えば、「人民の会議、社友の演説、道路の便利、出版の自由等、都て此類の事に就て識者の眼を着する由縁も、この人民の交際を助るがために殊に之を重んずる」（福沢論吉 1875：20）との部分は、社会におけるコミュニケーションの重要性の一つとして出版の自由を位置づけている。また、「都て

事物の議論は人々の意見を述べたるものなれ固より一様なる可らず」(同：20)、「必ずしも他人の説を我範囲の内に籠絡して天下の議論を画一ならしめんと欲する勿れ」(同：23)との部分は、議論の画一化の危険性、多様性の維持の重要性を説いている。さらに、最も注目すべきは次の有名な箇所である。

「然り而して秦皇が特に当時の異説争論を悪て之を禁じたるは何ぞや。其衆口の喧しくして特に己が専制を害するを以てなり。専制を害するものとあれば他に非ず、此の異説争論の間に生じたるものは必ず自由の元素たりしこと明らかに証す可し。故に単一の説を守れば、其説の性質は仮令ひ純精善良なるも、之に由て決して自由の気を生ず可らず。自由の気風は唯多事争論の間に在て存するものと知る可し」(同：34)。

福沢は多様な価値観、言論の存在自体の意義に加え(多事)、争論という過程、プロセスを重視している。議論すること自体の重視は、政府の言論規制が強化されようとしている中で体感し、導き出した理念であるにとらえてよいのではないだろうか。ここに「言論の自由」観の深化を見いだしたい。また、この時期に至り、「言論の自由」が西洋思想の単なる紹介ではなく、規制への抵抗として、主張の対象として明確に語られ始めたという変化があったことも確認しておきたい。それは、多くの新聞の創刊により、議会開設をはじめとする「多事」の論争が可能となる言論空間が誕生したことによる。「言論の自由」を行使できる空間の誕生が、たとえその行使主体者が少数に限られていたとしても、「言論の自由」観を現実の言論空間と「参合」して語るできるようになったということである。

(2) 新聞紙条例への抵抗

そして、1875(明治8)年6月、新聞紙条例および讒謗律が制定され、明治政府は新聞をさらに統制しようとする。新聞紙条例は、違反に対する罰則規定を導入するとともに、讒謗律との関連で、天皇・皇室批判等の禁止、法律や官僚批判の禁止を規定し、政府、国家運営の保守、政治的安定、秩序維持を図ったものであった。

新聞紙条例は、①新聞発行の届出・許可制および所管の文部省から内務省への移行(第1条)、②違反発行紙の発行禁止、罰金刑(第1条)、③新聞所有・編集者の日本人限定(第4条)、④筆者の氏名・住所の明記(第8条)、⑤掲載禁止事項の列举(国家転覆、騒乱煽情、法律批判、犯罪の擁護、公判前・中の報道、上書・建白書の無許可掲載=第13~16条)など、禁止事項が細目化し規定ごとに罰則を設けている。東京府下は内務省准刻局、司法省検務課、地方は内務省・府県庁に納付することになった(7月30日の追加布告)。この時点で、記事内容の違反による発売禁止等の条項は盛り込まれていない。⁽¹⁰⁾

讒謗律は、「事実の有無を論ぜず人の榮譽を害すべきの行事を摘発公布する者、之を讒毀とす。人の行事を挙るに非ずして悪名を以て人に加へ公布する者、之を誹謗とす」(第1条)と規定し、⁽¹¹⁾ 刑罰を設けた。皇族、官吏、華士族・平民など、対象によって量刑は異なっていた。

両法制定の狙いは、①同月に開会した第1回地方官会議に民権論者の政府攻撃が高まるのを抑圧すること、②旧佐幕派や西郷、島津久光ら新政府に同調しない勢力を抑圧すること、③官吏への批判を禁ずることで政府の威信を守ること——などが指摘されている。板垣らの民撰議院設立建白書が報道された後は、議院設立をめぐる論争が高まり、佐幕派を中心とする薩長中心の政府攻撃を排

除したかったという動機がみられる。また、新聞紙条例で新聞所有・編集人を日本人に限定したのは、ブラックの「日新真事誌」が建白書の提出をスクープし、かつ支持したからだとも言われている（小野秀雄 1948：21-27；佐々木隆 1999：55-62）。さらに、この時期の新聞紙条例の制定・改定は、後の大日本帝国憲法が規定する「言論著作印行」の自由の留保事項、すなわち「法律の範囲内」という、その法律が憲法制定前に設定されたという事実を意味する。

両法制定後の筆禍件数は、土屋礼子の統計によれば、大新聞5紙、小新聞3紙に限ってみても、1975（明治8）年～80（明治13）年の間で、合計199件となっている（土屋礼子 2002：138）。小池洋二郎『日本新聞歴史』（1882〔明治〕15年刊）によれば、処分の対象となった報道には、法律や官吏批判のほか、共和制の主張、政府の転覆の教唆などがみられる。⁽¹²⁾この筆禍件数は抵抗の証左であり、共和制の主張の存在は言論の幅の広さを示している。

末広鉄腸（曙新聞）は新聞紙条例を批判したとして、罰金・禁錮刑を受けるが（75年8月）、成島柳北（朝野新聞）や小松原英太郎（評論新聞）をはじめ、東京日日、郵便報知が同調批判し、末広を擁護した。また、同じく刑に服した成島が出獄後の76（明治9）年6月、「ごく内ばなし」を朝野新聞に連載するなど、批判精神、諧謔精神は維持していた（嶺隆 2007：29-51）。

1876年6月28日、東京・浅草寺で、新聞供養大施餓鬼会と称する法要が執り行われ、各紙から多くの新聞人が出席した。それは新聞紙条例と讒謗律制定1周年を期してであり、筆禍による獄中の記者への激励、廃刊に追い込まれた新聞の弔い、そして何よりも政府への抗議のための行事であった。当時のジャーナリストが諧謔的精神をもって、連帯し、政府と対峙していた姿が浮かび上がる。新聞草創期においてジャーナリストたちは連帯し抵抗した歴史を有していたことを確認しておきたい。

この新聞紙条例、讒謗律への批判は少なくないが、その一つとして、両法を痛快・痛烈に批判していた『草莽雑誌』の2号（1876〔明治9〕年5月27日）に掲載された木庭繁・波多野克己の「新聞紙条例駁議」を紹介する。

両氏の批判は、①政府変壊・国家転覆の論を禁止した第13条に関して、政府という言葉には天皇から下級官吏まで含まれるが、政府が過ちを犯す可能性がある以上、必ずその責任者がいるはずであり、その責任者を変壊し、転覆することは「国民たる者の確乎不拔の権義」である（ただし、ここでの変壊・転覆の対象はもっぱら官吏で天皇は含まれていない）、②法律批判を禁止した第14条については、「成法の非とすべきを非とし毀るべきを毀るは、唯国民たるの義務」にそむき、相互の権利擁護の義務であり、仮に正しい法律を批判したならば、批判によってそれが正しいことがかえって判明する——といった内容である。こうした“民権派”の言論には別の見方もあるが、⁽¹³⁾両氏は、政府批判の自由を高々と謳い、権力に真っ向から対峙する姿勢を示した。抵抗は自由の第一歩である。

ここでは、この時期、言論規制に直面し、言論の自由獲得の“闘争”があったという事実を確認しておきたい。

(3) 「明六雑誌」の廃刊をめぐる問題と福沢の「言論の自由」観

新聞紙条例が制定された直後に、官吏の執筆禁止が通達⁽¹⁴⁾された。これらを機に『明六雑誌』（1874〔明治7〕年4月創刊）は自ら廃刊の道を選ぶが、これをどう評価するかという問題を考察

したい。明六社には福沢諭吉や津田真道など言論の自由を主張してきた、当時の最高の識者が集い、福沢などを除けば多くが新政府に出仕していた。箕作秋坪が停刊を提案、森有礼、西周、津田らが反対、福沢は廃刊を主張、出席社員13人中9人が廃刊に賛成し、1875（明治8）年11月に43号をもって廃刊となった。この経緯での論争を『言論とメディア 日本近代思想大系11』（岩波書店）所収の資料によって追っていく。

福沢の廃刊提案の理由は「讒謗律及び新聞条例は、我輩学者の自由発論と共に両立す可らざるものなり」（『郵便報知新聞』明治8年9月4日）とし、刊行を続けるには、適法の範囲内で政府に迎合して出版するか、法に触れて罪人となるかであり、廃刊することとし、今後は各個人がその責任において意見表明すべきだというもので、現実主義的な認識、対応を示している。また、日本の社会は、いまだ西洋諸国のように政治を包含するだけの成熟には達していないとの記述も見逃せない。

これに対して、福地源一郎は廃刊を惜しみ、刊行継続を奨励しているが、その応援の仕方が「讒謗律、新聞条例の制限を遵奉せし以来は、昔日の如くに思想の自由をして発論の自由と同等に至らしむるを得ざれども、復決して毫末も思想を改革せず筆を閣て発論も止めず。何となれば吾曹は律例の限界に於て綽々として発論の自由を楽しむ」（『東京日日新聞』同年9月8日）と述べている。これにまた小松原英太郎が投書で、廃刊を惜しむ点では福地に同意するが、新聞記者が条例にいかん苦しんでいるかを知らないのかと反論し、法規制と言論の自由は両立せず、「法若し人民の有様に適せず、人民の福祉を保固するの具たらずして、却て世運の上進を妨碍するが如きあらば、速に其法を廃止し、其法を改正し、以て人民の福祉を聳め世運の上進を自由ならしめざるべからざるなり」（『東京日日新聞』同年9月22日）と、むしろ法律を改廃すべきだと主張する。このほか、やはり言論の自由と法律は両立しないと、今の新聞は役割を果たしていないと新聞批判を展開する投書（柴田知行）などもあり、論争となった。

福沢の現実的な認識と対応は、新聞供養大施餓鬼会に参加し、連帯して政府と対峙しようという新聞人とは一線を画していた。福沢はあくまでも『明六雑誌』としての言論活動を停止したのであって、個人がそれぞれに言論活動を展開すればよいとの考えであり、事実、福沢自身はその後も言論活動を継続した。それが福沢の思想と行動だと評価できよう。また、福沢の現実主義と、福地のそれとは異なる。福地の考えはむしろ現実追随とも評価しうる。一方、自身も新聞紙条例違反で投獄経験を持つ小松原は法改正を主張するという、現実の变革を求める理想主義的な側面を見せる（後には内務省警保局長を務めることになるが）。当時の言論の自由をめぐる状況の三者三様のとらえ方、対応が見られる。福沢は、二つの選択肢（法の範囲内に言論を屈するか、自由な発論で逮捕を招くか）を提示したが、それ以外の第3の選択、つまり小松原が主張したところの法律の改廃を、なぜ主張しなかったのだろうか。⁽¹⁵⁾

福沢は、単純な現実主義者ではない。福沢は、民権には参政権と私権が含まれ、自由民権運動期においても私権、人権が軽視されている状況を指摘しているし、国権論に傾斜したとされる明治14年以降も、「公共の政権を守り又これを得んとするには、先づ一身の私権を固くすること肝要」（福沢諭吉 1888：625）と述べている。福沢の評価は多様だが、丸山真男によれば、「福沢から単なる欧化主義者乃至天賦人権論者を引出すのが誤謬であるならば、他方、国権主義者こそ彼の本質であり、文明論や自由論はもっぱら国権論の手段としての意義しかないという見方もまた彼の条件

的発言を絶対化している点で前者と同じ誤謬に陥ったものといわねばならぬ」(丸山真男 1947: 80) という。福沢の思考方法の特徴は価値判断の相対性であり、「議論による進歩、その前提として、他説に対する寛容、パティキュラリズム(他者の一面のみにとらわれて排斥する、排他性)の排除」(同: 92)を強調し、それが福沢の自由観(「自由の気風は唯多事争論の間に在りて存するものと知る可し」)につながっているという。それゆえ、福沢は政治・社会変革においては「急進」論も「急退」論も排したという。こうした福沢の思想と行動が、『明六雑誌』の廃刊という選択を選び、自らは言論活動を主体的に展開していったとも理解できる。福沢は、1877(明治10)年の西南戦争後に執筆した『明治十年丁丑公論』(刊行は1901[明治34]年)で当時の政府の対応を冷徹に認識していた。「わずかに二、三の雑誌新聞紙に無味淡白の激論あるを見てこれに驚き、これを讒謗としてこれを誹議とし、はなはだしきはこれに附するに国家を顛覆するの大名を以てして、その記者を捕えてこれを見ればただこれ少年の貧書生のみ。書生の一言豈よく国家を顛覆するに足らんや。政府の狼狽もまたはなはだしきものというべし」(福沢諭吉 1901: 44)。福沢は、政府に対する批判意識を明確に持ち、一方で自らに課した「職分」をいかに持続していくかという選択が『明六雑誌』の廃刊提案となったのではないだろうか。もっとも逆の評価も成り立つ。権力への抵抗という面での弱さという側面である。

この明六社の解散に関連して、香内三郎は、メディアの基軸に何らかの共同性がなければ権力の弾圧に抵抗できないが、一方で市民社会のジャーナリズムの過半は「異質のもの共存体」とならざるを得ないというジレンマを抱えていると指摘する(香内三郎 1974: 29)。とするならば、このジレンマを克服するには、思想の異質を越え、「言論の自由」という点で共存性を保つしかない。

(4) 明治憲法制定前夜

自由民権運動の高まりの中、国会期成同盟が結成(1880[明治13]年)されると、政府は同年4月に集会条例を布告する。政治に関する集会、結社を届出制としたほか、軍人、警官、教員、学生の参加を禁止した。しかし、運動は収まらず、開拓使官有物払い下げ問題も起こり、ついに明治十四年の政変となり、国会開設の詔が発せられる(1881[明治14]年10月)。大日本帝国憲法が制定されるまでの間、自由民権運動の一部が、福島事件(82[明治15]年)、加波山事件、秩父事件(84[明治17]年)など激化する一方、大同団結運動、三大事件建白運動が起き、保安条例(87[明治20]年)によって運動や議論の場が制限される事態となる。保安条例は、秘密の結社・集会の禁止、デモ等の禁止、東京中心部からの退去命令などが骨子で、当局が恣意的に集会や出版、移動・居住の自由を禁止できる内容となっていた。この間の1883(明治16)年、言論規制を強化するため、新聞紙条例が全面改正された。⁽¹⁷⁾

政談演説会は1870年後半から始まり、80年代に拡大し、集会条例改正(82年)による規制強化で減少したものの、87年の三大事件建白運動で再び拡大した。演説会は、それまでの新聞中心の言論空間を拡張させた。入場は有料であり依然として限られていたものの、政府批判を直接見聞きする空間を民衆に提供した。新聞の論説を読み解けない人々の参加も可能とし、自由や権利を理論的に理解していない人々も演説のパフォーマンスを享受することができたのである(稲田雅洋 2000; 安丸良夫 1989; 牧原憲夫 1998)。集会条例、保安条例はともに、議論の場、討論の場、言論の自由を一段と制限するものであった。当時のコミュニケーション・メディア状況を勘案する

ならば、直接的なコミュニケーションの場を縮減させたことは、新聞紙条例と同等あるいはそれ以上の意味を持っていたとも言えよう。藤田省三が明治維新の背景として指摘したところの「百論沸騰」「処士横議」(藤田省三 1997)を、明治政府は制約しようとした。また、国会開設の詔で憲法の制定は天皇自身が主導することを明示し、機先を制した。⁽¹⁸⁾この時期にはいわゆる私擬憲法が数多く作られ、議論されていたが、民議、国会で憲法を討議・制定するという選択肢を消去したのである。

この期間における「言論の自由」観をみてみたい。

「東洋自由新聞」第1号の社説(1881[明治14]年3月18日)で、「リベルテモラル」(精神心思の自由)から、言論・出版、結社の自由など「リベルテポリチック」(行為の自由)が生じ、自由は平等であるべきだと説いた中江兆民。兆民の「自由」論はその全体像を記すのは筆者には困難であるが、⁽¹⁹⁾「言論の自由」に関する主な記述を追っていく。

中江兆民は1881(明治14)年4月27、28両日の「東洋自由新聞」で言論の自由を論じている。兆民は、それぞれが思索した成果を心中にとどめていては、人間社会の進展はなく、ヨーロッパではプラトン、アリストテレスからロック、ルソーなどへと、長年月を経て受け継がれ、思想が研磨されてきたとして、「顧ふに世の政をなす者、かの至理の獲がたきことかくの如くなることを知らずして煩苛の律例を造作し、深文巧詆以て一国民の口を錮し、一国民の腕を束ねて、これをして言ふことあらんと欲するも言ふことを得ず、筆することあらんと欲するも筆することを得ざるしむるは、彼れ誠に何の心ぞや」「新聞条例、集会条例、演舌条例の三者あるは特に怨懣激発の論を裁抑するに過ぎずして至理を論道することはその問う所にあらず」(中江兆民 1881b:72-73)と、政府の言論抑圧に疑義を呈する。ここでの兆民の「言論の自由」論は、自由に「精理妙義」を發表することができてこそ、人々が知慮を深め、学術や政治社会が発展することが出来るとして、言論の自由を尊重すべきだと説いている。さらに翌28日「再論言論自由」では、ミルの『自由論』における言論の自由の論理(注5参照)を紹介しつつ、「言論を奨励し真理を求索することは、世の政をなす者といへども固よりその益あることを知る」(中江兆民 1881c:76)とし、当局に寛容な対応を求めている。

そして兆民も福沢と同様、「スチュアート・ミルいへり、真理は衆説相抵激するの間より発すと。またいへり、諸説大抵皆一片の真理を包含す、故に必ず相討論琢磨するにあらざれば以て完全の真理を求むべからずと」(「政党の論」／「自由新聞」1882[明治15]年7月11日。中江兆民 1882:89)と、議論による真理追究、議論それ自体の価値に重きを置いている。そのことは、「国会問答」(「東洋自由新聞」1881[明治14]年4月6・8・14・16日)や、『三酔人経綸問答』(1887[明治20]年)での問答形式にも意図されているように思える。多様な意見の存在、討論という形式により「至理」(道理、真理)を見いだそうとする過程を重要視していたと解釈する。「洋学紳士」には民主国の実現に関連して「風俗を傷敗し、若くは禍乱を煽起するに至らざるよりは、一切言論、出版、結社に係る条令を罷めて、論者は其唇舌の自由を得、聴者は其鼓膜の自由を得、筆者は其手腕の自由を得、読者は其目睫の自由を得、会集者は其脛脚の自由を得る等、是れ其綱領なり、細目は別に之を審議せんのみ」(中江兆民 1887:151)と語らせる。そして、民権には「恩寵的」と「恢復的」とがあり、「恢復的の民権は下より進取するが故に、其分量の多寡は我れの随意に定むる所なり」(同:197)と「南海先生」に語らせている。ルソーの社会契約論をベースに、

「欽定憲法」に対する批判意識を持っていたことは明らかである。

次に、新聞紙条例違反で投獄経験を有し、高知県令から演説禁止命令を受けた植木枝盛の「言論の自由」観をみる。植木は1880（明治13）年7月、『言論自由論』と題する論文を出版した。言論の自由を天賦人權と説き、思想は言論、言語を通じて時間、場所を超え流通するものだと訴える。「抑も亦何の理由あつてか人の言辞を軽侮すべけんや。將た何の権利あつてか他の言説を抑圧すべけん哉」とし、「言論の自由なるものは、吾儕人間が相生相養の道を為すに須要にして、智識を開発し心術を研磨するに欠き難く、万事を成達するに要用なるべく、言論の自由ありてこそ人の人たる大徳を全ふし…」（植木枝盛 1880：50）と、表現・言論の自由を天賦人權、基本的な人權ととらえている。しかし、力点は国家との関係で論じられ、「人心の合和」「国民の愛國心を増長」「国家人民の一致結合」にとって利益となり、国家が言論の自由を制限することの不利益を説く。家永三郎は、このような言辞を「国家社会の正常なる運営と進歩発展のために欠くことのでない前提条件」であることを全面に出しているが、国家主義的な立場からする自由抑制の政策への抗議のための戦術という解釈が可能であることも指摘している（家永三郎 1960：307）。さらに植木は、不当な議論を禁止しようとする場合、誰が不当と判断するのか、官僚なのか人民なのか、官僚が不当とするものは官僚がそれを好まないからに過ぎないし、人民の公論が不当とする場合は人民の公論がそれを望まないだけであるが、その議論を望む人もいれば望まない人もいたのであれば、何をもって当不当を判断するのか、たとえ少数の意見であろうと、人間は平等であり、他人の説を不当と断定する権利もないし、そもそも初めから当不当が確定しているわけでもなく、したがって、言論は自由であるべきだ、と論じる（植木枝盛 1880：56）。また、この出版物中で植木は米合衆国憲法の修正第1条を紹介している（同：59）。

植木が抵抗権・革命権を認める国家観であったことを見れば、単純な国家優先主義とは異なることが分かる。それは、植木が起草した1881（明治14）年の私擬憲法案（立志社憲法草案の原案）で次の条項を盛り込んでいたことから明らかだ。

第51条「日本人民は言語を述ふるの自由権を有す」、第52条「日本人民は議論を演ふるの自由権を有す」、第53条「日本人民は言語を筆記し板行して之を世に公けにするの権を有す」、第54条「日本人民は自由に集会するの権を有す」、第55条「日本人民は自由に結社するの権を有す」。表現・言論の自由、集会・結社の自由を含む「日本国民の自由権利」を35か条にわたって記載している。その総則に「日本の人民は法律の外に於て自由権利を犯されざるべし」（第43条）の規定があり、明治憲法条文と同様に見えるが、第2章「国家の権限」の第5条「日本の国家は日本各人の自由権利を殺滅する規則を作りて之を行ふを得す」、第6条「日本の国家は日本国民各自の私事に干渉することを施すを得す」との条件を設けていることにおいて、明治憲法との差異は絶大である。一方、戦時における自由権制限の規定（第213条）があるのも事実ではある。

また、千葉卓三郎らが1881（明治14）年に起草し、戦後に色川大吉が“発見”した「日本帝国憲法」草案（五日市憲法草案）では、言論の自由等に関する規定は次のとおりとなっている。

「日本国民は各自の権利自由を達す可し、他より妨害す可らず、且国法之を保護す可し」（第45条）、「凡そ日本国民は法律を遵守するに於ては万事に就き予め検閲を受くることなく自由に其思想意見論説図絵を著述し之を出版頒行し或は公衆に対し講談討論演説し以て之を公にすることを得べし。但し其弊害を抑制するに須要なる処分を定めたるの法律に対しては其責罰を受任す可し」（第

51条)、「凡そ思想自由の権を受用するに因り犯す所の罪あるときは法律に定めたる時機并に程式に循拠して其責を受く可し著刻犯(ママ)の軽重を定むるは法律に定めたる特例を除くの外は陪審官之を行ふ」(第52条)。

ここでは、大日本帝国憲法が盛り込まなかった検閲の禁止を掲示している。

植木草案などに見られるように、自分たちで憲法を作り、言論の自由をはじめとする権利を確保し、国家権力を制限しようと、検討していた人々が少なからず存在した。しかし、現実の政治闘争の中では“敗北”に至る。

3. 大日本帝国憲法における「言論の自由」

(1) 明治憲法での「言論の自由」の扱い

国会開設の詔が出された翌1882(明治15)年に参議・伊藤博文は憲法調査のため渡欧した。伊藤はプロイセンの憲法などを研究、井上毅らとともに憲法草案作りを始め、89(明治22)年に大日本帝国憲法が欽定として発布される。

大日本帝国憲法第29条は「日本臣民は法律の範囲内に於て言論著作印行集会及結社の自由を有す」と規定した。明治憲法において、言論をはじめとする出版、印刷、集会、結社の自由があることを欽定憲法として認めた。戦後の日本国憲法と比較し、「法律の範囲内に於て」と留保付きでの権利という点を明治憲法の限界だと指摘する説は多い。宮沢俊義は、明治憲法における権利規定は「いずれも、憲法によって与えられたものとされた。その上諭には、『朕は我が臣民の権利及財産の安全を貴重し、及之を保護し、此の憲法及法律の範囲に於て、其の享有を完全ならしむべきことを宣言す』とあった。それらは、したがって、国——とりわけ、立法権——を拘束するものではなかった」(宮沢俊義 1960:120)という。これに対し、戦後の「日本国憲法の権利宣言は、原則として、かような『法律の留保』をみとめず、行政権のみならず、立法権をも(さらに、憲法制定権をも)、制限しようとする。だから、そこで保障される権利は、法律によっても(さらに、憲法改正によっても)、侵してならないとされる」(同:122)との解釈を提示した。

法律の範囲内という留保付きの言論の自由を認めた明治憲法が制定された時点で、既に新聞紙条例などの言論規制法が存在していた。しかも議会の審議を経ていない法である。⁽²¹⁾

この憲法の起草者である伊藤博文らの解説では、第29条に関しては「言論・著作・印行・集会・結社は皆政治及社会の上に勢力を行ふ者にして、而して立憲の国は其の変じて罪惡を成し又は治安を妨害する者を除く外総て其の自由を予へて以て思想の交通を發達せしめ、且以て人文進化の為に有益なる資料たらしめざるはなし。但し、他の一方に於ては此れ等の所為は容易に濫用すべき鋭利なる器械たるが故に、此れに由て他人の榮譽・権利を傷害し、治安を妨げ、罪惡を教唆するに至ては、法律に依り之を処罰し又は法律を以て委任する所の警察処分⁽²¹⁾に依り之を防制せざることを得ざるは、是れ亦公共の秩序を保持するの必要に出づる者なり。但し、此の制限は必ず法律に由り而して命令の区域の外に在り」(伊藤博文 1889:60-61)となっている。

「法律の範囲内に於て」という留保の設定は、肯定的には、少なくとも国民の代表たる議会での議論を経て制定された法律によらなければ恣意的に制限してはならないという意図であると解釈できる。が、伊藤は夏島での起草作業を終えた1887(明治20)年9月、地方長官に対して「臣民何人か敢て之を私議することを得んや今の時に当り憲法発布の前或は後に於て敢て憲法の親裁を異議

する者あらは断して言論集会及請願の自由の範囲の外に出る者とし若し或は此を以て名として暴動を謀り又は教唆する者あらは治安を維持するか為に臨機必要なる処分を施すへし」だと訓示していた。三大事件建白の直前であり、憲法論議に掣肘を加えようと意図していたことは明らかだ。憲法起草者の念頭では、憲法上付与された言論の自由は限定的であり、為政者への反抗、統治の障害となる自由を根本的には認めていなかった。

さらに、明治憲法は第8条「天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる為緊急の必要に由り帝国議會閉会の場合に於て法律に代るべき勅令を発す」によって法を超えて言論の自由を制限してきた。そして、「臣民権利義務」を定めた第2章に関して、第31条は「本章に掲けたる条規は戦時又は国家事変の場合に於て天皇大権の施行を妨くることなし」と制限規定を設けた。

戦後の日本国憲法との比較は前述の宮沢の見解を紹介したが、同時代における他国の憲法と比較してみたい（以下は、高木八尺・末延三次・宮沢俊義編 [1957] を参照した）。伊藤が手本とした1850年プロイセン憲法では、第27条「(1)各プロイセン人は、言語、文書、印刷、および具象的表現によって、その意見を自由に表現する権利を有する。(2)検閲は、行われてはならない、他のすべての出版の自由の制限は、立法の方法によってのみなされ得る」、第28条「言語、文書、印刷または具象的表現によって犯された犯罪は、一般刑法によって罰せられなければならない」と、明治憲法との類似性を見いだすことができる。「法律の範囲内」という留保条件は日本独自のものでないことは分かるが、プロイセン憲法にある検閲の禁止は明治憲法では規定されていない。⁽²²⁾

一方、1848年フランクフルト憲法、1849年オーストリア憲法、1850年プロイセン憲法のほか、「明治憲法も影響を受けている」（高木八尺他編 1957：249）という1831年ベルギー憲法では「出版は、自由である。検閲制度を設けることは、固くこれを禁ずる。著者、発行者または印刷者から保証金を徴収してはならない。著者の何人であるかが明らかであり、かつその者がベルギーに在住する場合には、発行者、印刷者または頒布者を訴追してはならない」（第18条）と、法律の範囲内などの留保条件はない。⁽²³⁾そして、保証金制度は1883（明治16）年の新聞条例改正で導入されていた。この保証金制度は「『多事争論』状況の鎮圧策」であり、新聞の送り手（言論の行使主体）と受け手という関係の固定化をもたらす要因の一つとなったとの評価もある（有山輝雄 2008：224-239）。

伊藤ら明治の為政者は、立憲国としての形を整えると同時に、皇室を統治の機軸として取り入れた。その際、主体的にプロイセン型憲法を選択し、言論・出版の自由に枠をはめたのである。このプロイセン憲法と大日本帝国憲法の比較で、三谷太一郎は次のように指摘している。プロイセン憲法では、「国王の身位は侵すことができない」との規定と同レベルで、信書の秘密や所有権など国民の権利も「侵すことができない」となっていたが、明治憲法においては、天皇の身位は「神聖にして侵すべからず」とし、臣民の権利は「侵さるることなし」と差異を設けたという（三谷太一郎 2017：221-224）。

言論の自由をはじめとする「臣民権利義務」をめぐる、伊藤博文と森有礼との論争は有名である。枢密院における憲法草案審議（1888 [明治21] 年6月22日）で以下の議論があった。

森は「臣民権利義務」との章名を「臣民の分際」と改めるべきと主張、その理由として「臣民とは英語にて『サブゼクト』と云うものにして、天皇に対するの語なり。臣民は天皇に対しては独り分限を有し、責任を有するものにして、権利にあらざるなり」と述べた。そして「分際」の英語は

「レスポンシビリティー」だと（井上毅の質問に）答えた。これに対して伊藤は「抑憲法を創設するの精神は、第一君権を制限、第二臣民の権利を保護するにあり。故に若し憲法に於て臣民の権理を列記せず、只責任のみを記載せば、憲法を設くるの必要なし」と答え、君主権の制限がなく、臣民の権利保護がなければ君主専制国であり、森の修正案は憲法制定に反対するも同然だとも述べた。

論争はさらに続く。森は天賦人權論を否定しているわけではないのだが、「臣民の財産言論の自由等は人民の天然所持する所のものにして、法律の範囲内に於て之を保護し、又之を制限する所のものなり。故に憲法に於て此等の権理始て生したるもの如く唱ふることは不可なるか如し。…又此の権理義務は何物に對する権理義務なるか。天皇に対するものか、將た国家に対するものかの疑をして、本邦人の脳裡に生せしむるを如何せん。西洋各国に於ては、其歴史上の沿革に依り、国家と帝王との思想及區別は分明なるか故に、臣民は帝王に対し若干の権理を有し、又国家に対し若干の権理を有すと云うこと明瞭なり。然るに…日本の臣民は天皇に対し権理義務を有すと云う語は、語をなさざるのみならず、又之を有すへきものにあらざるなり」と反論。伊藤は「臣民は天皇に対し権理を有すと云う説あれとも、是れ然らず。只臣民は此憲法の効力に依り法律に対し法律の範囲内に於て権理を有するものなり。又天然の権理論あれとも、是れは『ルーソー』等か天然の自由権を預けて政府を立つるものなりと云う説より生ずるものにして、爰に辯論するの必要なし」と反論する。

天賦人權を名目とし、名称の変更を迫る森に対して、伊藤は天賦人權を否定し、両者の権利に対する見解の違いはあるが、天皇に対して国民の権利が及ばないとする点では一致している。こうした“欽定憲法制定者”たちの議論においては、福沢、中江、植木らの考えは排除され、憲法の枠組みの中で、皇室という絶対的タブーの領域、言論の自由が及ばない領域を確定した。

(2) 明治憲法に関する報道

次に憲法発布（1889 [明治 22] 年 2 月 11 日）に関する報道を概観する（以下の新聞報道の引用は作品社編集部 [1989] 所収資料に拠った）。陸羯南は「マグナ・カルタといひペチャーシオン・オフ・ライトといひ、ビル・オフ・ライトといひ、その当時の事情を見るに、ともに皆不祥の出来事に随伴したる結果ならざるはなし。…これに反して我が邦かくのごとく官民相親しみ上下和睦の間に、我が皇帝陛下、特に未曾有の大典を挙げさせたまいて、まさにその発布式を執行せんとす。皇恩の優渥なる誰れか感泣せざらんや」（1889 年 2 月 6 日「東京電報」）と評した。一方、中江兆民は「愛婦の出産に臨みていまだ娩出せざるに、早くこれ男児を生むならんと思量して歓呼踊躍する主人翁とあるいは相似たるやなきや」「いまだ少しも見聞せざる憲法を鎮護符のごとくに想像すること、これぞ今日全国狂喜の原因というべけれ」（1889 年 2 月 10 日「東雲新聞」）と、その無批判な祝賀ぶりを皮肉っている。ただし、陸羯南は発布後には、「今成文憲法の文面を見て直ちに実事に行われおるがごとくに速了し、たちまちに安心するがごときは吾輩これを大早計と評せざるを得ず。…我々臣民が国政に参与せるの権理を實際に有するには、必ず多少の困難を経過すべきはもとよりこれを覚悟せざるべからず」（1889 年 2 月 15 日「日本」）と言うのを忘れていない。

福沢もまた冷徹に時代を観察している。「そもそも西洋諸国に行わるる国会の起源またはその沿革を尋ぬるに、政府と人民と相對し、人民の知力ようやく増進して君上の压制を厭い、またこれに抵抗すべき實力を生じ、いやしくも政府をして民心を得ざる限りは内治外交ともに意のごとくなら

ざるより、やむを得ずして次第次第に政権を分与したることなれども、今の日本にはかかる人民あることなし、国民の大多数は政権の何ものたるを知らず、…本来人民が政府に向かって政権を争うは、人生の肉体に直接する利益のためにはあらずして、むしろ精神に関する権利のための争いなりといわざるを得ず。…我が日本国民はいまだ私権の重きを知らず、安んぞ政権の重きを知らんや」(1889年2月12日「時事新報」)。

こうした新聞紙上での反応は、当時の言論界が、憲法制定によって「自由」「権利」が確保されたと手放しで喜んでいただけではなかったことを示している。そして、憲法公布後に新聞各紙は逐条解説を掲載している。第29条に関して、米合衆国憲法修正第1条を紹介したうえで「日本の憲法は然らず法律の範囲内に於て云々と云ふ者なり左れば日本政府は現在の集会条例、新聞紙条例よりも数倍嚴重なる法律を制定して言論、刊行の自由を二層も三層も狭隘ならしむるを得る者なり…當局者たる者余輩をして将来歡喜せしめよ憂苦せしむる勿れ」との警戒心を有していた報道（「毎日新聞」[1889年3月19日]）もあった（引用は明治政治史研究会編[1936]所収資料に拠った）。1890年末から91年初め頃の執筆と推定されている「島田邦二郎 立憲政体改革之急務」（出版されなかった）は、思想の自由を保障するにはそれを伝達する自由が保障されねばならないとし、憲法発布前に制定された「新聞、出版、集会三条例及請願規則を（速に）廃し、以て更に十分に言論、集会、結社等の自由を許すべし」と問題の所在を認識していた（島田邦二郎：404-408）。

しかし、憲法の受容認識の大枠としてはそうではなかった。川口暁弘は、明治憲法公布時の具体的な報道を検証し、その特徴として①欽定強調、②君民和合（天皇と国民は平和裡に憲法を制定）、③万邦無比（他国に類をみない）の3点を挙げている（川口暁弘 2007：441-451）。そして、「伊藤が立法者であることは周知の事実であった。にもかかわらず、いずれの言説も天皇を主語として、憲法制定の歴史をかたる。そこのかぎり、右の諸言説（当時の新聞報道＝引用者注）は虚偽である」（同：445）と評価する。君民和合も民権弾圧の過去を無視し、事実と反すると指摘する。これは当時の在日ドイツ人医師・ベルツが日記に残していた感想と重なる。1889年2月26日の記録は「日本憲法が発表された。もともと、国民に委ねられた自由なるものは、ほんのわずかである。しかしながら、不思議なことにも、以前は『奴隷化された』ドイツの国民以上の自由を与えようとはしないと憤慨したあの新聞が、すべて満足の意を表しているのだ」（トク・ベルツ編 1979：138）と残されている。

後年の評価となるが、板垣退助監修の『自由党史』（明治43年刊）は、三大事件の建白で言論集会の自由を求め、保安条例を痛烈に批判する記述を続けた後、「憲法発布」の項に至り、「適（たまた）ま中間に藩閥等族の蟠（わだかま）りて、国民と相抗争せるの跡ありと雖えども、然れども是れ藩閥等族と国民との争のみ。忠良なる兆民、何ぞ聖主の志に背かん」（板垣退助 1901：379）と肯定的評価に転ずる。ここでは、「欽定」という前で、それまでの闘争をリセットするかのよう態度が一変している。抵抗の前線は大きく後退した。

4. 現代への課題——まとめ

これまで、大日本帝国憲法が制定されるまでの明治前半期における「言論の自由」という西洋思想の導入、言論規制とそれへの抵抗、その過程における「言論の自由」観を概観してきた。明治前半の約20年間における「言論の自由」の軌跡から、現在における「言論の自由」の課題に通じる

要素を抜き出してみたい。

(1) 明治前半期の「自由」観の受容の問題

明治維新により、相対的ではあるが、旧来の封建的な身分制は崩れ、職業の選択や社会的移動はより自由となり、言論を含む「自由」という権利の観念はある程度広がっていった。私議憲法も多く存在した。色川大吉は、自由民権運動の背景には、一千年間にわたった封建体制の農民に対する圧迫を跳ね返し、人間らしい生活を求めようとした根源的なエネルギーが存在し、いくつかの私議憲法は、出版言論の自由を重視し、権力は本質的に悪との認識が示され、エリート層、上層農民だけでなく、民衆の中にも自由の観念が広がっていたと評価する（色川大吉 1970；1991）。「自由民権」の運動は、西洋思想が紹介されただけでは起きなかったものであり、当時の主体的な認識と選択があったからこそ起きたということであろう。

そして「言論の自由」の観念は知られるようになり、権利として要求もされた。記述のとおり、明治初期においても、「言論の自由」を確保することは、幸福、真理の追究、秩序維持といった目的を果たすために必要だと語られてきた。T.I. エマーソンは、表現の自由（修正第1条）を保護することによって社会が得ようとしている価値として、次の4点を挙げた。①個人の自己実現、②真理への到達、③政治を含む社会的政策決定への参加、④社会における安定と変化の均衡の維持である（エマーソン 1966）。明治初期において、ミルなどの思想を紹介し、言論規制に抵抗し、自ら憲法の在り方を考える中で、1966年にエマーソンが要約した表現の自由の価値はある程度理解され、語られていたのである。

それでは「言論の自由」は民衆の中にどの程度の広がりをもって理解されていたのだろうか。新聞や演説会での「言論の自由」の行使主体は重複していたと思われ、いわゆる知識人層であり、限られていた。とはいえ、民権結社の数は2000を、私擬憲法の数は90種を越えている（新井勝紘 2004：38-50）ことは、現在から見ても驚きである。新聞読者や演説会聴衆の数を明確に示すことはできないが、演説会の回数、新聞の発行部数からは民衆の中にも一定程度の広がりを見せたことは認められる。識字率の問題もあるが、東京の主要紙の部数に限ってみると、大新聞は合計で2万部弱から6万7000部（明治8-22年）、小新聞のそれは3万部弱から11万2000部（同期間）と推移している（土屋礼子 2004：273-274）。実際の読者は部数を上回り、演説会の参加者層などを勘案すると必ずしも知識人とは限らない民衆が言論空間を共有していたことが分かる。民衆が「言論の自由」の意義をどう理解していたかは立証できないが、政府・権力を公に批判できる空間を少なくない人々が体験したであろう。人力車夫演説会なども催されていた（1882〔明治15〕年）。しかし、不当に扱われた人々、差別された人々、虐げられた人々、経済的に困窮した人々にとって、「言論の自由」がどのように受容されたかは立証できていない。少なくとも自由な言論の行使主体ではなかったであろう。そして、知識人たちは民衆を啓蒙の対象とみなし、しばしば「下等社会」なる表現も使用している。なお、本稿では専ら権力批判との関係から論じているため言及していないが、「言論の自由」は、小新聞を中心に人権を侵害する報道をもたらした側面があることも忘れてはならない。

また、石田雄の評価によれば、明治期の「自由」の認識・受容は、自由民権運動が人権よりも参政権に重きを置き、制限選挙ではあるものの国会が開設され、藩閥による専制政治を打倒すること

もできず、自由民権運動の衰退とともに民権の観念も重要性も失われていったという。政治的権利はもちろん、人権思想が成長していかなかった背景をこう指摘する（石田雄 1976：102）。明治9～10年にかけて、「東京日日」「郵便報知」「朝野」で、「人文ノ自由」（civil liberty）と「政事上ノ自由」（political liberty）をめぐる論争があった。人権を確立し次いで参政権の確立を主張する論や、人権よりも参政権の優先する論などが争点となった。これらの具体的な報道を検証した山田央子は、明治初期の「自由」観の受容を、①シビルリバティーは、その中から政治的自由の契機を排除された私的自由へと限定され、②ポリティカルリバティーは、私権に基礎づけられない参政権＝選挙権要求へと縮減された、と分析する（山田央子 1996）。選挙権は果たして、性と納税額によって制限されたが、民権派の中にも学歴などで選挙権を制限する意見は存在した。権利が部分的にしつかり付与されず、「臣民」と称され「国民」としての義務が民衆に課された（牧原憲夫 1998）。

福沢は1887（明治20）年の時点で「今の政談者流の一部分を見るに、本来私権の重きを知らず、軽々之を看過して唯熱して政権を求め」（福沢諭吉 1887：388）ていると嘆いたが、その福沢を丸山真男は『私権』の不可侵性を信ずる自由主義者ではあっても、『公民』と主権者との同一性を前提とするような民主主義者とはついになりません（丸山真男 1986：255）と評する。

こうした受容の仕方の陥穽や範囲的な限定は認められる。また、「自由」「言論の自由」が権利思想として定着するには自由民権運動の期間はあまりにも短かった。しかし一方、かつてない言論空間が生まれ、公に権力を批判する体験を共有したことは、後の大正デモクラシーに結びついていったとの評価も可能である。

（2）多様な言論の確保と議論の継続

自由民権運動は短時間で弾圧され、明治憲法が制定された。結果として、現実の政治、法制度、社会の中で「言論の自由」は十分に実体化・実質化されなかった。新聞紙条例をはじめとする言論規制が新政府成立後しばらくして設けられ、大日本帝国憲法の中で限られた自由を与えられ、「多事争論」の領域が限定されることとなった。まず自由に語ることができないテーマが設けられ、すなわち「多事」が、そして「争論」が封じ込められ、縮減された。「言論の自由」の後退は、多様な言論、多元的な価値観の排除によって生じた。

福沢が、明治憲法は人民がみずからの権利獲得のために闘争した結果の憲法でなかったと評価したように、「欽定」という枠組みで憲法が提供されると、活発な民議は萎んでしまった。「言論の自由」論は抵抗した人々に一定の理論的な力を与えたが、「恩寵的の民権」＝与えられた限定的自由を実体化、拡大できず、当時の自由民権運動は政治的には敗北した。中江兆民は、「南海先生」に、たとえ「恩寵的な民権」であろうと、その後、学問などの養液を与え、次第に「恢復的な民権」と同等になる、と説かせた。そして「南海先生」は「紳士君、紳士君。思想は種子なり、脳髓は田地なり。君真に民主思想を喜ぶときは、之を口に挙げ、之を書に筆して、其種子を人々の脳髓に蒔ゆるに於ては、幾百年の後、芄々然として国中に茂生するも、或は知る可からずなり」（中江兆民 1887：197）と語る。この部分は、「欽定」の方針が定まり、大同団結を優先し、現実的な対応を迫られたことで一歩後退したとの読み方もあるが、たとえ「恩寵的の民権」であろうと、諦めることなく、限られた自由をまず実体化し、さらに拡大するために話し、書き、出版を続けることを「洋学紳士」に説いたと解釈することもできる。「欽定」を前に、「議論をし続ける」という次善の策を

打ち出したのである。そして後年、兆民は「自由は取る可き物なり、貰う可き品に非ず」（中江兆民 1891：12-13）との思いを残すことになる。しかし、1911（明治44）年時点の状況を、河上肇は「西洋の天賦人權、民賦國權と日本の國賦人權、天賦國權」（河上肇 1911：134）と表現した。明治憲法制定から約20年後、「言論の自由」は十分に実体化することなく、事態は変わっていなかった。

兆民や福沢が重視した議論の過程・プロセスは永続的なものである。議論の継続に終わりはなく、議論し続けること自体が言論の自由である。その継続した営為の中でこそ、「自由」観は鍛えられ、個々人の権利としての言論の自由が認識される可能性があった。現在の日本国憲法第12条が要請していることである。

さらに、「多事争論」が消去されることによって、抵抗の前線も曖昧となる。『自由党史』の記述が、欽定憲法によって過去をリセットしたが、そこに「後退」という感覚は読み取れない。自由への欲求は時代によって異なり、次第に弾圧に慣れると、あたかも今も自由なりと馴化してしまい、抵抗の継続力、抵抗力それ自体が次第に弱くなる。死守すべき地点が不明確なまま、後退を余儀なくされる。これは、言論・表現の自由論それ自体にも当てはまる。「言論の自由」は何のためにあるのか、誰のためにあるのか、という原理に関する議論の不活発な状況を1988年の時点で奥平康弘は指摘した（奥平康弘 1988：8-9）。現代においてもわれわれの中に、権利や自由を与えられたものとして受容している感覚は少なからず存在する。ヘイトスピーチの規制、フェイクニュース、取材規制など、「言論の自由」をめぐる多くの争点が存在する。それを論じ続けること自体が「言論の自由」の確保となる。

(3) 「言論の自由」の主体と連帯

われわれは、自由を求めなければ不自由を感じず、自由を求めれば不自由を感じる。それゆえ「自由からの逃走」は容易だ。逃走せずに「自由」を行使する担い手となるのは誰か。民主主義や自由主義は“能動的な市民”“理性的に判断できる市民”を担い手として期待する。

明治の啓蒙、自由民権運動での言論の担い手の多くは、旧幕臣を含む政府官僚や知識人らが中心であった。知識を持つ彼らが、知識を持たない民衆を愚民視すれば、他者の尊重や他者の権利を擁護しようとする言動は広がらない。加藤弘之が、『人権新説』（1982〔明治15〕年刊）で、かつての天賦人權論を否定し、自由権は強者から弱者に恩寵されるものと転向し、自由民権運動の弾圧理論を提示した（松浦寿輝 2014：341-354）のも、自分たちを除く人民の力を頼っていないということと表裏の関係にある。

そこからは、弱者の言論の自由を守ることが自分たちの権利を獲得することになるとの意識が生まれる余地は少ない。個人の権利を守るということは他者の権利も擁護しなければならない。兆民のように、被差別部落民に思いを寄せる人もいたが例外的な存在であったろう⁽²⁵⁾。他者を尊重し、他者の権利を守ることが自らの権利を守ることになる。それが「権利のための闘争」である。「言論の自由」を行使する能動的市民がたとえ少数であろうと、他者、弱者、自由の行使に脅えている人たちのために「言論の自由」を行使すること、そうして自由を実体化することができる。明六社の解散に関して前述したとおり、異質なものの共存体というジレンマの中で、思想の異質を越え、言論の自由という一点で連帯を保つしかない。そして、それは、弱者、他者の尊重＝権利のための

闘争であり、他者の言論の自由が侵害されている、侵害されそうな場合は、その自由を擁護しようとする者は連帯しなければ、後退していくのである。連帯の目的は「自由」そのものである。

人権思想を理解し、“理性的に判断できる市民”が多く存在する社会において自由は確保されるのだろう。しかし、そうした人々が、とりわけジャーナリストが他者の言論の自由、権利を擁護しなければならない。新聞紙条例1周年の新聞供養大施餓鬼会のように連帯・抵抗は存在した。「言論の自由」思想を導入し、それを要求した歴史も見た。ただ、それらを線や面として拡大、継続できなかったのである。戦後の「配給された自由」という歴史も消去することはできない。しかし、それを「恢復的の権利」と同等にする不断の努力によって「言論の自由」をより実体化・実質化できる。

「言論の自由」をめぐる明治前半期の歴史を概観し、以上のような変哲のない、現代への課題にたどり着いた。「言論の自由」観は、明治期の国家観、権力観、皇室観、教導意識などとの関係から他のさまざまな課題が抽出できるだろうが、これらは今後の研究課題としたい。

【注】

- (1) 例えば、佐藤卓己『『報道の自由度ランキング』への違和感』／「アステイオン」Vol.86（2016年11月）
- (2) 西洋の新聞の紹介は、新井白石「西洋紀聞」（1715〔正徳5〕年）、渡辺華山書簡（1838〔天保9〕年）などにも見られるという（山本文雄 1948：7-13）。
- (3) 「The Nagasaki Shipping List and Advertiser」（1861〔文久元〕年創刊）やジョセフ・ヒコの「海外新聞」（1864〔慶応元〕年創刊）も既に存在していた。
- (4) ここで有名な「自由」に関する以下の注がある。「本文、自主任意、自由の字は、我儘放蕩にて国法をも恐れずとの義に非らず。総てその国に居り人と交て気兼ね遠慮なく自力丈け存分のことをなすべしとの趣意なり。英語に之を「フリーダム」又は「リベルチ」と云う。未だ的当の訳字あらず」（福沢諭吉 1866：16）。
- (5) ミルの『自由論』は紹介するまでもないが、「自由」を、他人の幸福を奪い取ろうとしない限り、自分自身の幸福を自分自身の方法によって追求する自由と規定し、社会が強制や統制の形で個人と関係する仕方の方の原理として、自己防衛や他人への危害防止といった原理を打ち出した。国家権力との関係にも言及しているが、社会的多数派による「多数者の暴虐」を問題視している。そして、言論の自由に関しては、意見表明の自由が人類の精神的幸福にとって必要だとする四つの根拠を類型化した。①ある意見に沈黙を強いるとしても、その意見が真理であるかもしれない。これを認めないことは絶対的無謬性を仮定することになる②沈黙を強いられた意見が誤謬であるとしても、その意見に真理の一部分が含まれているかもしれない。支配的意見が完全な真理であることは稀である。真理を補完する機会を、相反する意見との衝突によって与えられる③完全なる真理であったとしても、反論が出されることによって、偏見を防ぎ、合理的根拠を理解することができ、④人の性格と行為に生き生きとした影響を与え、確信をより高める。
- (6) 「自由」や「平等」の思想をどのように受容したのかを根本的に問題とする必要があるが、「天賦の自由」は当時、権利としての自由ではなく、人間はもともと善良な動機（天性）をのびのびと発揮させることが望ましいように生まれてきたというふうな道徳性としての自由という理解であった（松田宏一郎 2014）など、さまざまな評価があることをここでは確認しておきたい。

- (7) トクヴィル「合衆国における出版の自由について」は、「白状するが、私は出版の自由に対して、その本性上このうえなく良きものに対して人がいなく、全幅でためらいなき愛を覚えるものではない」(トクヴィル 1835=2005:22)とし、出版の自由を仮に規制したとしても効果はないと消極的に擁護するとの立場を明らかにしている。そして、アメリカにおいては「言論の放縱の政治的帰結が、公共の静謐の維持に間接に貢献していることを認めぬわけにはいかない」(同:32)とし、「人民主権と出版の自由とは、全体として切り離しえない二つのものなのである」(同:24)と評価する。
- (8) 1869(明治2)年の条例を改正した1872(明治5)年の出版条例では「妄に成法を誹議し人罪を誣告する事を著するを許さず」(第2条)をはじめ、免許制や、無届出版への罰金などを規定。
- (9) 「緒言」に「直に西洋諸家の原書を訳せず、唯其大意を斟酌して之を日本の事実に参合したる」との記述がある(福沢諭吉 1875:12)。
- (10) 翌1876(明治9)年、「已に准允を受たる新聞紙・雑誌・雑報の国安を妨害すと認めらるるものは、内務省に於て其発行を禁止又は停止すべし」との太政官布告98号(国安妨害発禁布告)が出され、1880(明治13)年に「風俗を壊乱するものと認めたる時は」という要件が加わる98号改正の布告が出された。
- (11) 讒謗律は1880(明治13)年7月に廃止されるも、82(明治15)年1月に施行された刑法(皇室不敬罪、官吏侮辱罪、名誉毀損罪)に引き継がれた。
- (12) 宮武外骨は『明治文化全集第四巻 新聞篇』の『『日本新聞歴史』解題』で、小池の調査について「今日から見ると若干の誤脱を免れ得ていない」としている。
- (13) 例えば、後年の評価となるが、陸羯南『近時政論考』(1891[明治24]年刊)では、当時の民権論派を分類し、過激論派を「彼等は政治の理論を説くにあらずして政変の事実を説くものなりき。事実の上よりしてその説を立て以て時の政治を排斥したるに過ぎず。即ち彼等はほとんど理論上の根柢を有せざるに似たり」「民権を唱えたるの危激なりしに拘らず、民権拡張の道理には甚しき熱心を抱かず、目的はただ政府の二三大臣のみにて政事を執り、在野の賢良と共にせざるを不満として、これを痛く批難するに過ぎざるが如し」(陸羯南 1891:30-31)と評している。
- (14) 1875(明治8)年7月7日、太政官達第119号「凡そ官吏たる者、官報公告を除くの外、新聞紙又は雑誌・雑報等に於て私に一切の政務を叙述すること不相成候条、此旨相達候事」。
- (15) 福沢は『学問のすゝめ』7編(1874[明治7]年刊)の「国民の職分を論ず」で、政府の暴政に対する人民の対応として、「節を屈して政府に従うか、力を以て政府に敵対するか、正理を守て身を棄るか、この三箇条なり」(福沢諭吉 1874b:77)とし、「正理を守て身を棄るとは、天の道理を信じて疑わず、如何なる暴政の下に居て、如何なる苛酷の法に窘めらるゝも、その苦痛を忍て我志を挫くことなく、一寸の兵器を携えず、片手の力を用いず、唯正理を唱て政府に迫ることなり。以上三策の内、この第三策を以て上策の上とすべし」(同:78-79)と記していた。
- (16) 福沢の思想の評価は多様で、例えば、私権より国権を重視していた、あるいは明治十四年の政変の頃から国権重視に転向していったとの評価もある。
- (17) この改定により、保証金制度の導入、罰金刑の強化のほか、治安妨害・風俗壊乱に対しては、内務大臣に発行・禁止停止権、府知事・県令に発行停止権を付与し、行政処分権が地方長官までに拡大した。また、軍事外交に関しては所管大臣に記事掲載禁止権を認めた。さらに、発行禁止・停止の際の印刷機差し押さえや、身代わり新聞への規制として、禁止処分を受けた発行人・編集人・新聞社はその所有するすべ

ての新聞は発行できないとされた。

- (18) 国会期成同盟などでは、憲法制定議会の設置などが構想されていたが、国会開設の詔勅には憲法制定に関して「今在廷臣僚に命し、仮すに時日を以てし、経画の責に当らしむ。其組織権限に至らば、朕親ら衷を裁し、時に及て公布する所あらんとす…若し仍ほ故さらに躁急を争い事變を煽し国安を害する者あらば処するに国典を以てすへし、特に茲に言明し爾有衆に諭す」と盛り込まれた。
- (19) 筆者はその全体像を明らかにすることはできないが、兆民の自由観は、正義論に近似しているような印象を持っている。自由の発露・行使の根底には、道徳あるいは正義、公共奉仕という軸を据え、その自由は平等であるべきだと説いていると理解している。なお、兆民は、「君民共治の説」（「東洋自由新聞」明治14年3月24日）で、君主の有無を問わず全国人民の公有物としての「共和政治」を求め、民権派の国家構想の統一を図ろうとし、「国会問答」（「東洋自由新聞」明治14年4月6・8・14・16日）＝投書という形であるが、松永昌三は兆民執筆と推測（松永昌三 1993：116）＝は、「進取子」に、「君は民なり、宰相百僚は臣肆なり」とし、「民の民たる所以の者は、正さに自らその憲法を造ることを得るにあり」（中江兆民 1881a：39）と言わしめている。
- (20) 米合衆国憲法修正第1条「連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穩に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない」
- (21) 法律、命令の公布の手続き、施行期限や閣令、省令の制定権の根拠などを定めた公文式は1886（明治19年）2月に公布された。新聞紙条例は1887年12月に勅令により一部改正され、①創刊の許可制が届け出制に変更（第1条）、②地方長官の発行禁止権限条項の削除、③身代わり新聞禁止規定の削除、④法律誹謗罪条項の削除、⑤政体変壞・朝憲紊乱罪の罰則軽減（第32条）などの緩和措置がとられた。この改正について、「幾分の軽減は之を認め得るのであるが、その骨子に到つては依然として不変であり、なほ集会条例は厳存し、新たに保安条例を加へたのである」（美土路昌一 1930：146）、「予定される帝国議会の開設に先立ち、既成事実として出版取締法規を確立する意図のもとに制定」（奥平康弘 1967：146）との評価がなされている。
- (22) そもそも日本の戦前期の検閲制度は、「ひろい意味での出版警察（表現手段一般に対する警察）の内、フィルム・映画脚本・演劇脚本などの統制を除いては、印刷物またはその草稿を事前に行政庁に提示する義務を課し、行政庁の許可なしには当該印刷物を公刊せしめないという形式での検閲制は、明治政権確立当初のある期間以外は、実定法上採用されなかった」が、実態として「疑いもなく検閲制を採用していた」（奥平康弘 1967：137-138）。
- (23) ちなみに、1789年のフランス人権宣言では、「思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一である。したがってすべての市民は、自由に発言し、記述し、印刷することができる。ただし、法律により規定された場合におけるこの自由の濫用については、責任を負わなければならない」（第11条）となっていた。
- (24) 土屋礼子は明治初期の新聞の部数、読者数、識字率について考察している（土屋礼子 2002：41-57）。
- (25) 中江は、「新民世界」（「東雲新聞」明治21年2月14・24日）で部落問題を提起した。

【引用・参考文献】（本文中の引用に際して、カタカナをひらがなに変更した箇所もある）

新井勝紘（2004）『自由民権と近代社会』吉川弘文館

- 有山輝雄（2008）『「中立」新聞の形成』世界思想社
- 家永三郎（1960）『植木枝盛研究』岩波書店
- 石田雄（1976）『日本近代思想史における法と政治』岩波書店
- 板垣退助監修（1901）『自由党史』／『自由党史（下）』岩波文庫（1958）
- 伊藤博文（1889）『大日本帝国憲法義解』／『憲法義解』岩波文庫（1940）
- 稲田雅洋（2000）『自由民権の文化史』筑摩書房
- 色川大吉編（1970）『民衆憲法の想像』評論社
- 色川大吉（1991）『民衆史 その100年』講談社学術文庫
- 植木枝盛（1880）『言論自由論』／加藤周一ほか編『言論とメディア 日本近代思想大系11』岩波書店（1990）
- 奥平康弘（1967）「検閲制度」／鶴飼信成ほか編『講座 日本近代法発達史11』勁草書房
- 奥平康弘（1988）『なぜ「表現の自由」か』東京大学出版会
- 小野秀雄（1948）『日本新聞史』良書普及会
- 小幡篤次郎（1873）『上木自由論』／明治文化研究会編『明治文化全集第二巻 自由民権篇』日本評論新社（1967年）
- 加藤弘之（1868）『立憲政体略』／明治文化研究会編『明治文化全集第三巻 政治篇』日本評論新社（1960）
- 河上肇（1911）「日本独特の国家主義」／『河上肇集 近代日本思想大系18』筑摩書房（1977）
- 川口暁弘（2007）『明治憲法欽定史』北海道大学出版会
- 陸羯南（1891）『近時政論考』／『近時政論考』岩波文庫（1972）
- 木庭繁・波多野克己（1876）「新聞紙条例駁議」／加藤周一ほか編『言論とメディア 日本近代思想大系11』岩波書店（1990）
- 小池洋二郎（1882）『日本新聞歴史』／明治文化研究会編『明治文化全集第四巻 新聞篇』日本評論新社（1955）
- 作品者編集部編（1989）『読本 憲法の100年 1 憲法の誕生』作品社
- 香内三郎（1974）「政論ジャーナリズムから営利ジャーナリズムへ」／城戸又一ほか編『講座 現代ジャーナリズムⅠ 歴史』時事通信社
- 佐々木隆（1999）『日本の近代14 メディアと権力』中央公論新社
- 島田邦二郎「立憲政体改革之急務」／加藤周一ほか編『憲法構想 日本近代思想大系9』岩波書店（1989）
- 鈴木唯一（1868）『英政如何』／明治文化研究会編『明治文化全集第三巻 政治篇』日本評論新社（1960）
- 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編（1957）『人権宣言集』岩波文庫
- 津田真道（1874）「出板の自由ならんことを望む論」／『明六雑誌』（上）岩波文庫（1999）
- 土屋礼子（2002）『大衆紙の源流』世界思想社
- 中江兆民（1881a）「国会問答」／松永昌三編『中江兆民評論集』岩波文庫（1993）
- 中江兆民（1881b）「言論の自由」／『中江兆民評論集』岩波文庫（1993）
- 中江兆民（1881c）「再論言論自由」／『中江兆民評論集』岩波文庫（1993）
- 中江兆民（1882）「政党の論」／『中江兆民評論集』岩波文庫（1993）
- 中江兆民（1887）『三酔人経綸問答』／『三酔人経綸問答』岩波文庫（1965）
- 中江兆民（1891）「自由は取る可き物なり」（「自由平等経綸」3号）／『中江兆民全集13』岩波書店（1985）
- 中村敬字（1872）『自由之理』／明治文化研究会編『明治文化全集第二巻 自由民権篇』日本評論新社（1967）
- 福沢諭吉（1866）『西洋事情』初編／『西洋事情』慶応義塾大学出版会（2009）

- 福沢諭吉 (1874a) 『学問のすゝめ』 4編 / 『学問のすゝめ』 慶応義塾大学出版会 (2009)
- 福沢諭吉 (1874b) 『学問のすゝめ』 7編 / 『学問のすゝめ』 慶応義塾大学出版会 (2009)
- 福沢諭吉 (1875) 『文明論之概略』 / 『文明論之概略』 岩波文庫 (1962)
- 福沢諭吉 (1887) 「私権論」(「時事新報」明治20年10月6～12日9) / 『福沢諭吉全集第11巻』 岩波書店 (1960)
- 福沢諭吉 (1888) 『日本男子論』 / 『福澤諭吉全集第5巻』 岩波書店 (1959)
- 福沢諭吉 (1901) 『明治十年丁丑公論』 / 『明治十年丁丑公論・瘠我慢の説』 講談社学術文庫 (1985)
- 藤田省三 (1997) 『藤田省三著作集4 維新の精神』 みすず書房
- トク・ベルツ編 (1979) 『ベルツの日記(上)』 岩波文庫
- 牧原憲夫 (1998) 『客分と国民のあいだ 近代民衆の政治意識』 吉川弘文館
- 松浦寿輝 (2014) 『明治の表象空間』 新潮社
- 松田宏一郎 (2014) 「『天賦の通議』? ——明治初期『自由』論争」 / 松田宏一郎・五百旗頭薫編 『自由主義の政治家と政治思想』 中央公論新社
- 松永昌三 (1993) 『中江兆民評伝』 / 『中江兆民評伝(上)』 岩波現代文庫 (2015)
- 松本三之介 (1990) 「新聞の誕生と政論の構造」 / 加藤周一ほか編 『言論とメディア 日本近代思想大系11』 岩波書店 (1990)
- 丸山真男 (1947) 「福沢諭吉の哲学」 / 『福沢諭吉の哲学』 岩波文庫 (2001)
- 丸山真男・加藤周一 (1998) 『翻訳と日本の近代』 岩波新書
- 丸山真男 (1986) 『「文明論之概略」を読む(中)』 岩波新書
- 三谷太一郎 (2017) 『日本の近代とは何であったのか』 岩波新書
- 美土路昌一 (1930) 『明治大正史第1巻 言論篇』 朝日新聞社
- 嶺隆 (2009) 『新聞人の群像 操觚者たちの闘い』 中央公論新社
- 宮沢俊義 (1960) 『憲法(第5版)』 有斐閣
- 明治政治史研究会編 (1936) 『憲法解釈資料』 ナウカ社
- 安丸良夫 (1989) 「民衆運動における『近代』」 / 安丸良夫 『安丸良夫集2 民衆運動の思想』 岩波書店 (2013)
- 山田央子 (1996) 「『<シビル>と<ポリティカル>の境界』 —明治日本における『自由』観再考」 / 近代日本研究会年報『近代日本研究 18』 山川出版社
- 山本文雄 (1948) 『日本新聞史』 国際出版
- Alexis de Tocqueville (1835=2005) 『DE LA DEMOCRATIE EN AMERIQUE』 (トクヴィル著、松本礼二訳 『アメリカのデモクラシー』 第1巻(下) 岩波文庫)
- John Stuart Mill (1859=1971) 『ON LIBERTY』 (J.S. ミル著、塩尻公明・木村健康訳 『自由論』 岩波文庫)
- Thomas I. Emerson (1966=1972) Toward A General Theory of the First Amendment (T.I. エマーソン著、小林直樹・横田耕一訳 『表現の自由』 東京大学出版会)